

令和5年度集団指導講習会 今年度の注意点等

伊勢原市介護高齢課

令和6年4月1日から義務化される基準 (今年度中に準備が必要です)

- 介護従業者へ認知症介護基礎研修の受講
 - 業務継続計画（BCP）の作成と訓練
 - 感染症の発生、まん延防止の措置
-

認知症介護基礎研修の受講

令和6年4月1日から介護に直接携わる全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。

ポイント

- ▶ 認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者は受講不要
(対象等の詳細は集団指導講習会資料4Pを参照)
- ▶ 神奈川県ではeラーニングで受講可能

介護情報サービスかながわ (<https://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

(事業者_書式ライブラリ_12. 認知症介護の研修_令和5年度認知症介護基礎研修 (eラーニング) について)

業務継続計画（BCP）の作成と訓練

令和6年4月1日から感染症や非常災害の発生時において、介護保険サービスの提供を継続的に実施するため「業務継続計画」を策定し、研修及び訓練を実施しなければなりません

ポイント

- ▶ 厚生労働省より計画策定のためのガイドライン・研修動画が公開されています。

厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

感染症の発生、まん延防止の措置

令和6年4月1日から感染症が発生し、又はまん延しないように、「対策検討委員会の設置・開催」、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針整備」、「感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施」を行わなければなりません。

ポイント

▶ 介護現場の感染症対策については下記のページを参照してください

厚生労働省ホームページ：介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

その他連絡事項

1. 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更に伴う臨時的な取扱いの見直しについて
 2. 各種事務連絡（居宅介護支援事業所向け）
 3. 介護給付適正化システム「トリトンモニター」の運用開始について
 4. 市役所に問い合わせる際のお願い
-

1. 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更に伴う臨時的な取扱いの見直しについて

令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いが大幅に見直しされています。

- 見直し内容の詳細は市のホームページ等から確認してください。

伊勢原市ホームページ (<https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2014090800158/>)

(介護高齢課 __事業者の皆様へ__新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱いの見直しについて)

令和5年5月7日をもって**終了となった**臨時的取り扱い(主なものを抜粋)

終了

第3報(問8) 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その開催を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。

(答)

運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催については、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。なお、安全・サービス提供管理委員会の開催についても同様である。

終了

第3報(問9) 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

(答)

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である

終了

第4報(問11) 居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、令和2年2月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」において示されたとおり、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能か。

(答)

可能である

※ただし、第4報(問11)は利用者や従事者(同居する家族を含む)に新型コロナ感染者(又はその疑いがある者)が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。

終了

第5報(問4) 居宅介護支援の退院・退所加算や(地域密着型)特定施設入居者生活介護の退院・退所時連携加算について、どのような取扱いが可能か

(答)

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、病院等の職員との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより、算定することが可能である。

終了

第6報(問2)通所系サービス事業所が都道府県等からの休業の要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。

(答)

通所系サービス事業所が、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日1回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。具体的な算定方法等は問1の取扱いと同様である

終了

第8報(問1)今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所介護事業所において訪問サービスの提供等を行った場合、居宅介護支援の業務や居宅サービス計画の変更については、どのような取扱いが可能か。

(答)

通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画(標準様式第2表、第3表、第5表等)に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることよい。

終了

第11報(問5) 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

(答)

事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である

2. 各種事務連絡（居宅介護支援事業者向け）

- 軽度者への福祉用具の例外給付申請では、医師等に必ず福祉用具の必要性を確認したうえで、サービス担当者会議の中で福祉用具の医学的な必要性について関係者間で協議及び情報共有を行い、必ずその内容をサービス担当者会議の記録に残してください。
- 自己作成の給付管理票をご提出いただく際には、国保連に郵送する都合上、毎月5日までにご提出をお願いします。また、記入にあたっての注意事項は別紙の記入例を参照してください。
- 同月過誤・通常過誤の申立書は毎月10日までにご提出をお願いします。記入方法について不明点がありましたら、担当までお問い合わせください。
- 医療系サービスをケアプランに位置づける場合は必ず医師の指示を確認してください
※主治医意見書の情報をもって医師の指示とみなし医療系サービスを位置づけることはできません。

3. 介護給付適正化システム「トリトンモニター」の運用開始について

○介護給付適正化の取り組みの一環として介護給付適正化システム「トリトンモニター」の運用を令和5年8月から開始します。

トリトンモニターの仕組みと概要

① 市が保有する“**認定情報**”と国保連合会から毎月提供されている“**給付実績データ**”を「**突合**」することで、認定情報と給付情報の**矛盾点の抽出**を行います。

② システムにより抽出されたチェック結果について、該当する事業者の管理者宛にヒアリングシートを送付し、理由等について市に回答していただきます。

※全てのサービスが対象となります



様々な条件により身体状況等に合わない給付を抽出

適正チェックの視点

No	被保険者番号	被保険者指名	支援事業社名	ケアマネ番号	提供事業者名	種類名	身体状態区分	警告/メッセージ
1	990000551	青森 勝男	千早介護	9992851	千早介護	居宅介護支援事業所	特定なし	給付管理票の限度額管理対象の居宅サービス提供はなく、支援が給付されていますが、その理由を教えてください。
2	990000552	大阪 三郎	T3居宅介護	9992852	T3居宅介護	居宅介護支援事業所	身体機能の低下と認知症軽度	歩行や洗身、理解や意思決定等ができ、問題行動もない認知症軽度状態の方が、給付限度額80%以上給付しています。サービスの必要性について記載してください。
3	990000553	京都 剛	ティースリーケアセンター	9992853	トーテックヘルパーステーション	訪問介護	特定なし	生活援助(標準時間)2人派遣が算定されていますが、サービスの必要性について記載してください。
4	990000554	高知 健二	アムニティ居宅介護	9992854	T3訪問介護	訪問介護	特定なし	生活援助を月に90回以上給付されていますが、サービスの必要性や、他のサービスの利用について検討された場合はその内容を記載してください。
5	990000555	新潟 和子	T3ケアセンター	9992855	千早介護サービス	訪問介護	特定なし	生活援助(深夜時間)2人派遣が算定されていますが、サービスの必要性について記載してください。
6	990000556	北海 太郎	トーテックケアサービス	9992856	アムニティデイサービス	通所介護	認知症がない(軽度)	主治医意見書で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以下の状態の方に、通所介護の認知症加算が算定されています。加算要件に関する書類の写しを提出してください。
7	990000557	長野 一郎	千早居宅介護支援事業所	9992857	T3居宅介護	居宅介護支援事業所	特定なし	福祉用具貸与のみで全国平均の約3倍(5000単位)以上が給付されている妥当性を確認してください。
8	990000558	埼玉 アキ子	千早サービスセンター	9992858	ケアショップ千早	福祉用具貸与	重度の寝たきり	寝返りや歩行等がままできない状態に、歩行器が貸与されていますが、その必要性について記載してください。
9	990000559	静岡 幸子	トーテック居宅介護	9992859	トーテック福祉用具	福祉用具貸与	重度の寝たきり	寝返りや歩行等がままできない状態に、歩行補助つえが貸与されていますが、その必要性について記載してください。
10	990000560	岡山 敏子	トーテックケアセンター	9992860	アムニティ福祉用具サポートセンター	福祉用具貸与	重度の寝たきり	寝返りや歩行等がままできない状態に、徘徊感知機器が貸与されていますが、その必要性について記載してください。
11	990000561	大分 芳江	千早苑	9992861	千早苑	居宅介護支援事業所	特定なし	短期入所の認定有効期間内利用率50%以上ですが、利用率の半数超えについて、何か対策は検討されていますか。
12	990000562	熊本 春子	アムニティホーム	9992862	アムニティホーム	認知症対応型共同介護	認知症がない(軽度)	主治医意見書、認定調査員ともに、認知症がない(認知度が自立、Ⅰ)状態に、認知症対応型生活介護(予防含む)が給付

過剰なサービス

算定基準に合致しない給付

心身状態に合致しない給付

※上記の視点の他にも様々な条件により、多角的な観点から適正チェックを行います。

4. 市役所に問い合わせする際のお願い

○質問内容の正確な把握、及び認識の食い違いや言った言わない等のトラブルを回避するため、介護報酬・基準に関する質問は原則として質問票により文書でお問い合わせください。

※返戻（請求誤り等）、各種申請・届出などに関する質問は電話可

○神奈川県指定サービス（地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援以外のサービス）に関する質問は神奈川県高齢福祉課にお問い合わせください。

※県から保険者判断と回答があった場合は質問票を市に送付する

▶ 詳細は市のホームページから「質問にあたっての留意事項」を確認してください。

伊勢原市ホームページ (<https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2014090800158/>)

(介護高齢課 __事業者の皆様へ__ 介護報酬・基準等に関する質問について)